

経営者によりそうパートナー

みどり通信 12月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第251号 2019. 12. 6

いざというときに備え
消火訓練！



消火器の使い方を教えていただき、
スタッフ全員が水消火器を使って消火訓練を行いました！



CONTENTS

● ひと言、発言	何をするかより“誰に会うか”	P 1
● 損害保険	冬の時期の災害補償	P 2
● 税務	“年末調整”とは	P 3
● 今知っておきたい相続の話	相続開始前の自宅新築	P 5
● 生命保険	胃潰瘍の人の食事	P 7
● 事務所からのお知らせ	年末年始休業のご案内	P 8
● 営業カレンダー		P 8
● あとがき		P 9

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

何をするかより“誰に会うか”・・・

あっという間に、師走。クリスマスケーキの注文、年末用品の買い物、年末の大掃除、その他やり残したことの年内完結を目指す等々をこなし、除夜の鐘を聞きたいものですね。

先日、届いた専門紙に書かれた記事からです。タイトルは『何をするかより、“誰に会うか”』。

・・・ここで重要なポイントが明確になっています。その重要なポイントって、何かわかりますか？それはスグに実践（行動）する！”ということです。ここでの実践（行動）の多くは“人に会う”ということでした・・・

・・・「大抵の会社は、今までと同じような人に会い、今までと同じようなことをして、“業界の常識”や“ルール”という目には見えない“枠”の中だけで考えて動いています。しかし、今までと同じようなことを繰り返しやっても大きな進化や変化は見られません。売上を飛躍的に伸ばすことや大きなビジョンを描くためには“何をするか？”よりも“誰に会うか？”が大事であると実感しています。新たな出会いを求めて今までの“枠”から出て行き、その出会った人と“仲良くなる、仲良しになる”という目的だけを意識して実践することが、“人生”や“ビジネス”に必要な要素の“人脈”“情報”の基礎（ベース）創りに通じていると確信しています・・・」

何をするかより“誰に会うか”を実践したいと思います。年末年始は、一人でも多くの人と、出逢うように心がけたいと感じた記事でありました。

税理士 山 口 昇



今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の12月6日掲載のものです。

火災保険

「冬の時期の災害補償」

すまいを取り巻くリスクには、火災事故のほか、台風・大雨・地震などの自然災害、日常生活における不測かつ突発的な事故などがあります。これらの災害等により建物や家財に生じる損害に備える保険として火災保険があります。

これからの冬の時期、予測される大雪や雪崩、落雷などによる災害は、火災保険の「雪災補償」や「水災補償」などで補償されます。

●落雷による損害

「落雷による損害」とは、保険の対象に直接落雷し、その衝撃により保険の対象が被る損害のことをいいます。このほか、保険の対象に直接落雷しないものの、送電線などの落雷により電気機器などの保険の対象に波及した損害も該当します。

(注) 落雷による火災損害は「火災による」損害として取り扱います。

●雪災による損害

「雪災（せっさい）」とは、豪雪の際における雪の重み、落下等による事故または雪崩により生じた損害のことをいいます。

雪災による損害が1回の積雪時において複数回生じた場合であって、各々別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらは1回の事故により発生したものと推定します。

なお、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故は除きます。

(注) 融雪洪水による損害は雪を原因としますが、「雪災」ではなく「水災」として取り扱います。

●雹災による損害

「雹災（ひょうさい）」とは、「雹」または「あられ」により生じた損害のことをいいます。例えば、雹やあられによって屋根の瓦や窓ガラスが割れるといった損害が該当します。

(注) 「雹」とは、積乱雲から降る直径5mm以上の氷の粒のことをいい、直径5mm未満のものは「あられ」といいます。

●風災による損害

「風災」とは、台風、旋風、竜巻、暴風等により生じた損害のことをいいます。

例えば、台風により屋根瓦が飛ばされたといった損害が該当します。

(注) 洪水、高潮等による損害は「水災」として取り扱います。

※冬本番となるこれからの時期、火災保険の補償内容を確認しておきたいものです。

担当 星野千香子

“年末調整”とは

頻繁に改正があり、毎年大変な「年末調整」。昨年は、配偶者控除の大きな改正があり、例年以上に大変な年ではなかったでしょうか？

従業員さんから提出された申告書に記載間違いが多く、再提出や年末調整計算のやり直しが多く発生したという声が多数寄せられました。

そこで今回は、「年末調整の基礎知識」について、ご紹介させていただきます。

今年の年末調整業務を始める前にぜひ参考にしていただき、「年末調整とは、そもそも何をしているのだろうか？」「年末調整の大まかな流れとは？」という素朴な疑問を解決して、年末調整業務をスムーズに進めていただければと思います。

◆ 1. 年末調整とは？

年末調整の概要

年末調整は、毎月の給与から天引きしてきた所得税1年分と本来支払うべき年間の所得税を照合し、その差額をまとめて精算する業務のことをいいます。所得税は、その年の所得が確定するまで正確な金額がわからないため、年末調整の計算完了後に還付または徴収を行います。

年末調整の対象となる人、ならない人

通常12月に行う年末調整は、年末まで勤務している全ての従業員が対象となりますので、正社員や派遣社員（2ヶ月以上の長期雇用の場合のみ）、アルバイト、パートタイム就業者も含みます。派遣社員の場合は、派遣元の企業が実施します。

ただし、以下の条件に該当する従業員は、年末調整の対象になりません。

- ・給与収入金額が2,000万円以上ある場合
- ・災害被害による災害減免で所得税の支払い猶予や還付をすでに受けている場合
- ・副業等で2ヶ所以上からの収入があり、他の給与支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している場合

- ・非居住者の場合
- ・日雇い労働者など、継続して雇用していない場合

なお、以下の条件に該当した場合は、年の途中で行う年末調整の対象となります。

- ・海外勤務による非居住者となった場合
- ・企業在籍期間中に死亡し、退職となった場合
- ・心身障害などを理由に退職し、再就職が見込めない場合
- ・12月の給与を受け取った後に退職した場合
- ・パートとして働いている従業員が退職し、その年に受け取る給与総額が103万円以下の場合
(※ただし、他勤務先の給与と合計して103万円以上が見込める場合は除く)

◆ 2. 年末調整のしかた

年末調整の流れと手順は、大きく3つのステップに分けられ、各ステップで行う業務を整理しています。業務全体の流れや大事なポイントを押さえて、複雑な業務をスムーズにこなしていきましょう！

年末調整の流れと手順【効率よく進める3つのステップ】

年末調整では取り扱う書類も多く、申告書に記載された金額の正確さが計算にも大きく影響します。また、その年の最後に支払う給与でまとめて精算するので、その時期に間に合うよう段取りよく実施していかなければなりません。従業員ひとりひとりの年末調整を行うため、時間もかかり、総務担当者にとっては負担も大きいことでしょう。ですが、年末調整の業務は、全体の流れを以下の3つのステップで捉えると、とてもシンプルになります。



年末調整は年1回の業務となり、提出期限もありますので、少しでも経理担当者の負担を減らせるように社内で段取りよく行いたいものです。

担当：吉田 智哉

相 続

今知っておきたい相続の話

その12『相続開始前の自宅新築』

<Q>

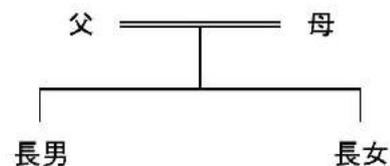
自宅が老朽化してきたので、建て替えを検討しています。父も高齢になってきたので「新しい家で過ごしてもらったらいいのでは」と家族で話しています。

父名義の建物を今取り壊して自宅を新築した場合と、将来父の財産を相続した後に私が新築した場合では、相続税の負担の違いはありますか？

現在の父の財産は次のとおりです。

現 預 金	3,300万円
土 地	1,000万円 (相続税評価額)
自宅建物	1,000万円 (相続税評価額)
そ の 他	1,700万円
計	7,000万円

家族は父と母、
そして私長男と妹がおります。



<A>

今現在、お父様の相続が開始、ご長男がすべての財産を相続した場合の相続税は次のようになります。

相続財産	7,000万円	①
基礎控除	4,800万円	② (3,000万円 + 600万円 × 法定相続人3人)
課税遺産	2,200万円	① - ②

相続税額は 225万円となります。

もし、相続発生前に現在のご自宅を取り壊し、新しく家を建て替えた場合は次のようになります。

仮に建物の取り壊し費用が300万円、新しい建物の建築費用3,000万円（どちらも手持ちの現預金で支払い）と仮定すると、新築後のお父様の財産は次のようになります。

現預金	0円
土地	1,000万円（相続税評価額）
旧自宅建物	0円（相続税評価額）
新自宅建物	1,500万円（相続税評価額）※
その他	1,700万円
計	4,200万円

※ 新築されたご自宅の価値は3,000万円ですが、建物の相続税評価額は市町村が行う固定資産税評価額となります。固定資産税評価額は、結果的におよそ建築価額の半分程度となることが多いようですので、この事例では50%と仮定いたしました。

ご自宅を取り壊し、新しく家を建て替えた後相続が開始、ご長男がすべての財産を相続した場合の相続税は次のようになります。

相続財産	4,200万円	①
基礎控除	4,800万円	② (3,000万円+600万円×法定相続人3人)
課税遺産	0円	①<② ∴ 0円

相続税額は 0円となります

相続税のことだけを考えると、生前にご自宅を新築された方が有利となります。

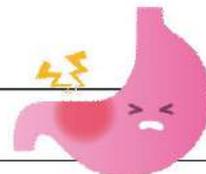
詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



今回のテーマ

胃潰瘍の人の食事

基本的な事柄



胃・十二指腸潰瘍の原因としては、塩辛い物や甘みの強い物、香辛料、アルコール飲料などの過剰摂取や不規則な生活習慣、特に、過度のストレスなどが挙げられます。治療の方法としては、薬物療法、食事療法、手術療法などがあります。潰瘍治療薬の進歩により治癒率は大幅に向上しましたが、再発することが多いので、食事の取り方や日常生活全般を見直し、規則正しい生活を心掛けることが再発を防ぐうえからも大切です。

最近、「ヘリコバクター・ピロリ」という細菌を耳にしますが、この細菌は、胃の中に長く住みつき、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどの大きな原因になっています。この細菌は、検査により感染していることが分かった場合には、除菌の処置をすることができます。

食生活のポイント

1. 食べ過ぎを避け、栄養のバランスを良くする

1度に食べる食事の量が多くならないようにします。量を控えるにすることにより、エネルギーやたんぱく質などが不足しやすくなるので、不足しないように注意しましょう。ご飯やお粥、うどんなどの主食は量を決めて多過ぎたり、少な過ぎないように食べるようにします。

たんぱく質は潰瘍を治療するうえで必要です。脂肪の少ない肉や魚、卵や豆腐などを使用しいずれか1品程度（夕食は2品程度）を毎食に食べるようにします。また、牛乳は胃酸を中和する働きがあるので、間食などで十分取るようにします。食欲のないときは、間食の量を少し多めにし、栄養不足にならないようにしましょう。

2. 消化のしにくい食品を避ける

中華そば、さつまいも、ごぼう、はす、たけのこ、ふぎ、こんにゃく、きのこ、海藻、パインアップルなどの繊維の多い食品や脂肪を多く含む肉や魚などは消化しにくいので避けるようにします。

3. 刺激の強い食品を控える

こしょう、とうがらし、にんにく、わさびなどの香辛料や、しそ、みょうが、にらなどの香味野菜は控えめに使用します。空腹時には濃いコーヒーや紅茶、炭酸飲料などは避けるようにします。

4. 熱過ぎるものや冷た過ぎるものを避ける

極端に熱い汁物や冷たい飲み物などは避けるようにします。

5. 塩味や酸味の強いものを控える

塩味の強い漬物や干物、塩辛など塩分の強い食品を控えます。また、酔の物は酔を控えめに使用するなど、薄味を心掛けます。

6. 食事は規則正しく、よく噛んでゆっくり食べる

食事の時間が不規則にならないようにします。また、よく噛んで食べることにより、消化が促進されます。早食いの方は、よく噛むように心掛ける必要があります。



◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◇



● 原点の会 三条商工会議所 1月30日 9:00 ~ 11:15

● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

12月27日(金) 仕事納め

12月28日(土) ~ 翌年1月5日(日) 年末年始休業

1月6日(月) 平常通り

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◇

赤は山口会計の休業日

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



あとがき

十二月に入り今年も残り一ヶ月となりました。今年「令和」としての新しい時代の幕開け、消費税の改正に伴い消費税率の変更や新たに軽減税率が新設され変動の年となりました。

自分自身もチャレンジの年とし、仕事でもプライベートでも新しいことにいくつか取り組みました。

中でも今年一番夢中になったことは「魚釣り」です。

春先から始め、先日今年最後の釣り締めをしました。始めた頃は見様見真似で道具を揃え釣っていましたが、回数を重ねると周りで釣っている方からいろいろと教えていただき、今では海に行く方と顔なじみの方が声をかけてくださり、とても楽しく週末を過ごすことができました。

また海へ行くと波の音や海の広さが心をリフレッシュさせてくれて、心身ともにとても充実しました。

冬の海は寒いのでまた来年の春まで魚釣りはお休みしますが、春になったら魚たちに会えるのを今から楽しみに過ごしたいと思います。

内山 綾香



チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp